

# 長崎県立大学動物実験規程

平成 20 年 4 月 1 日  
規 程 第 11 号

改正 平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号

改正 令和 3 年 12 月 1 日規程第 119 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）において、動物実験を計画し、実施する際に、法令等を遵守し、科学的であると同時に動物福祉の観点からも適正な実験の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「法令等」とは、次に掲げる法律等及びこれらに基づく規程等をいう。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）
- (3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年度文部科学省告示第 71 号）
- (4) 動物の処分方法に関する指針（平成 7 年度総理府告示第 40 号）
- (5) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議作成）

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 教育又は研究のために動物を用いて実施されるすべての実験をいう。
- (2) 実験動物 動物実験のために、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類をいう。
- (3) 動物実験計画 動物実験を実施するために事前に立案する計画をいう。
- (4) 動物実験施設 実験動物を恒常的に飼養する実験動物飼養施設（以下「飼養施設」という。）及び実験動物の一時保管（48 時間以内保管をいう。）又は動物実験を行う実験室をいう。
- (5) 実験者 動物実験を実施する者をいう。
- (6) 実験責任者 実験者のうち個別の動物実験計画を統括する者をいう。
- (7) 施設長 動物実験施設の管理運営を統括する当該動物実験施設の長をいう。

## (適用範囲)

第 3 条 この規程は、本学において哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類を用いて実施されるすべての動物実験に適用する。

## (動物実験の原則)

第 4 条 動物実験の実施に当たっては、動物実験の原則である 3 R に基づき、適正に実施しなければならない。

2 前項の「3 R」とは、次のとおりとする。

- (1) Replacement（代替法の利用）  
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
- (2) Reduction（使用数の削減）  
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (3) Refinement（苦痛の軽減）  
科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。

(組織)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、長崎県立大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

追加 [平成23年規程第37号]

(実験計画の立案及び申請)

第6条 実験者は、動物実験計画の立案に際して、動物実験の範囲を教育及び研究の目的に必要な最小限度に留めるため、適正な実験動物の選択、実験方法及び代替法の検討を行うとともに、必要に応じて実験動物の専門家又は委員会に意見及び助言を求め、有効かつ適切な実験が行えるよう努めなければならない。

2 実験者は、実験動物の選択に当たっては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (1) 実験目的に適した動物種の選定
- (2) 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数
- (3) 苦痛の軽減
- (4) 遺伝学的及び微生物学的特性
- (5) 飼養条件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 実験責任者は、前項各号の事項の内容を考慮して、動物実験計画書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。この場合において、他の大学、会社等の動物実験施設から実験動物を譲り受ける場合は、動物実験計画書に、譲渡を受ける他の大学、会社等の動物実験施設の名称、所在地及び電話番号並びに輸送方法を記入しなければならない。

4 前項後段の場合においては、原則として当該実験動物の搬入前に動物の検疫証明書を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

5 委員会は、動物実験施設の運営上、問題があると認めるときは、前項の許可をしない。

6 承認を受けた実験計画を変更し、又は追加しようとする場合は、動物実験（変更・追加）計画書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。ただし、実験内容又は使用動物種を変更しようとするときは、動物実験計画書（様式第1号）を新たに提出しなければならない。

一部改正 [平成23年規程第37号]

(実験計画の承認の可否等)

第7条 委員会は、前条第3項の規定による動物実験計画書又は同条第6項の規定による動物実験（変更・追加）計画書の提出があったときは、実験計画の妥当性を、動物福祉、安全性、倫理的及び科学的観点から審査し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告に基づき、動物実験計画の承認又は不承認を決定し、実験責任者に通知するものとする。

3 実験者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験動物の入手及び動物実験を行ってはならない。

(実験動物の導入)

第8条 施設長及び実験責任者は、動物実験施設の飼養状況、設備状況、収容能力、実験動物の種類及び実験計画等を考慮し、計画的な実験動物の導入に努めるものとする。

2 実験者は、動物実験に使用する動物の輸送中の健康保持、安全確保及び脱出を防止するため、適切な輸送容器及び輸送方法を選択する等の措置をとらなければならない。

3 実験者は、実験動物の微生物、汚物等により環境が汚染されることを防止するための必要な措置をとらなければならない。

(実験動物の検収と検疫)

第9条 実験者は、搬入された動物の発注条件、異常、死亡の有無等を検収した後、所定のケージ又は容器に收容し、給餌、給水等の適切な措置を講じなければならない。

2 実験責任者は、搬入された動物について、必要に応じて疾病等の検疫を施設長との協議の上実施する。

(実験動物の飼養管理)

第10条 実験者は、動物実験施設における実験動物にかかわる施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌及び給水の飼養管理を行わなければならない。

2 実験者は、実験動物の動物実験施設への搬入時から飼養終了時に至るすべての期間にわたって、その状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

(動物実験操作)

第11条 実験責任者は、動物実験の実施に関して必要な情報を実験者に提供するように努めなければならない。

2 実験者は、動物実験の目的を達成するために、経験を有する指導者の下で実験手技の習熟に努めなければならない。

3 実験者は、適切な麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

4 実験者は、実験操作について助言又は援助を必要とする場合は、施設長、実験動物の専門家又は委員会に判断を求めることができる。

(動物実験終了後の処置及び報告書の提出)

第12条 実験者は、その目的を終了し、又は中止した動物実験に係る実験動物を処分するときは、当該実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。

2 実験動物の死体、汚物等については、実験者が所定の場所に保管し、人の健康及び環境を損なうことのないようにしなければならない。

3 実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止したときは、速やかに動物実験結果報告書(様式第3号)を作成し、委員会に提出しなければならない。

(飼養施設の設置)

第13条 飼養施設を設置し、又は変更しようとする場合は、委員会において審議の上、学長の承認を得なければならない。

(飼養施設の要件)

第14条 飼養施設は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 動物種に応じた飼養設備、衛生設備及び脱出防止のための設備又は構造を有すること。

(2) 床、内壁等について、清掃、消毒等が容易な構造で、機材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。

(3) 飼養施設の周辺環境及び居住者等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

(4) 施設長が置かれていること。

(教育訓練)

第15条 施設長は、実験者に次の事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

(1) 関連法規、指針等及び本学の定める規程等

(2) 動物実験の安全管理に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、動物実験の実施及び実験動物の取扱いに関する基本的事項

2 施設長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保管しなければならない。

(安全管理と環境への対応)

第 16 条 実験者は、物理的、化学的又は生物的に特に注意を払う必要のある動物実験においては、人の安全を確保するとともに、飼養環境の汚染により動物が障害を受け、又は実験結果の信頼性が損なわれることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 実験者は、動物実験施設の周囲の汚染防止については、当該動物実験施設の施設、設備等の状況を踏まえて、特段の注意を払わなければならない。

3 施設長及び実験者は、実験動物が動物実験施設から脱出しないよう動物種及び実験目的に応じて必要な措置を講じるとともに、脱出した場合は、捕獲に努めなければならない。

4 施設長は、実験動物の飼養又は動物実験の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じなければならない。

5 施設長は、地震及び火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、実験動物による危害防止及び実験動物の保護に努めなければならない。

(調査、報告等)

第 17 条 施設長は、飼養施設における実験動物の種類、飼養頭数、届出事項等の変更等について、毎年度、委員会に報告しなければならない。

2 施設長は、委員会の求めに応じて、実験動物の適正な飼養及び管理のために必要な調査に協力しなければならない。

(自己点検・評価)

第 18 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、施設長、実験者、実験責任者等に、自己点検・評価のために資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

追加 [平成 23 年規程第 37 号]

(情報公開)

第 19 条 本学における動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に関する情報については、毎年 1 回程度公表するものとする。

追加 [平成 23 年規程第 37 号]

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、動物実験の実施、動物実験に係る施設の利用その他必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 12 月 6 日規程第 37 号)

この規程は、平成 23 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 1 日規程第 119 号)

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

一部改正 [令和3年規程第119号]

動物実験計画書

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学学長 様

※ 受付No.

長崎県立大学動物実験規程第6条に基づき、下記のとおり申請します。

実験責任者 (本学教員に限る。)		(所属・職名) (氏 名)			
動物実験の実施場所		<input type="checkbox"/> E105動物実験室 <input type="checkbox"/> その他( )			
動物の飼養場所		<input type="checkbox"/> E105動物実験室 <input type="checkbox"/> その他( )			
研 究 課 題					
動物実験の目的					
動物実験の実施予定期間		令和 年 月 日～令和 年 月 日		新規	継続
使用動物(本実験に使用する全ての動物について記入)					
動物種	系統	性別	匹数	入手先(業者名、分与機関名等)	微生物学的品質 (どちらかに○)
					SPF・コンベンショナル SPF・コンベンショナル
想定される苦痛の カテゴリ		<input type="checkbox"/> B 脊椎動物を用い、動物に対して殆どあるいは全く不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C 脊椎動物を用い、動物に対し軽度のストレス又は痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス又は痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E 無麻酔下の脊椎動物に、耐うる限界に近い、またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。			
動物実験の計画・方法(動物に加える処置、飼養動物数の根拠等について具体的に記入する)					
動物実験を必要とする理由(該当するものに○を付けその他にはその内容を記入)					
1 代替手段がない。      2 代替手段の精度が不十分      3 代替手段の経費が大きすぎる。 4 その他(内容; )					
動物の苦痛排除の方法(該当するものに○を付け( )内にその実際を記入)					
1 特に苦痛はない。      2 短時間の手や器具による保定 3 麻酔薬等投与(薬剤名: ) 4 その他(内容; )					
安楽死法(該当するものに○を付けその他にはその内容を記入)					
1 麻酔薬等過剰投与(薬品名: )      2 頸椎脱臼      3 炭酸ガス 4 その他(内容; )					
動物実験者(実験を行う全員を記入すること。)					
(所属・職名等・氏名)					

※動物実験委員会記入欄

審査終了：令和 年 月 日  
修正意見等：

審査結果：

- 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合する。
- 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合しない。

動物実験委員会 委員長

※学長承認欄

本動物実験計画を承認します。 令和 年 月 日

長崎県立大学 学長

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 □は、該当するものにレを付け必要事項を記入すること。

(様式第2号)

一部改正 [令和3年規程第119号]

動物実験(変更・追加)計画書

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学学長 様

※ 受付No. \_\_\_\_\_

長崎県立大学動物実験規程第6条に基づき、承認番号( )の動物実験計画を下記のとおり変更・追加したいので、下記のとおり申請します。

申請者記入欄	
実験責任者 (本学教員に限る)	(所属・職名) (氏 名)
変更・追加事項及び その理由	

動物実験委員会記入欄※	
審査終了：令和 年 月 日	
修正意見等：	
審査結果： <input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合する。 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、本学における動物実験規程等に適合しない。	
動物実験委員会 委員長	
学長記入欄※	
本動物実験計画を承認します。 令和 年 月 日	
長崎県立大学 学長	

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 □は、該当するものにレを付け必要事項を記入すること。

(様式第3号)

一部改正 [令和3年規程第119号]

動物実験結果報告書

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学学長 様

長崎県立大学動物実験規程第12条に基づき、下記のとおり報告します。

実験責任者 (本学教職員に限る。)	(所属・職名) (氏 名)
承認番号	
実験実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実験動物の処分年月日	年 月 日
動物実験の結果	<input type="checkbox"/> 計画通り実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施* <input type="checkbox"/> 中止*
	結果の概要
使用実験動物の種と使用頭数	
成果の発表 (得られた実験成果を、学会 や学術論文等に発表する予定 又は発表した場合は、その概 要等を記載する。)	
特記事項	

は、該当する箇所にレ点をつけること。

\* 特記事項欄に変更内容・理由、中止の理由を記載。